

元文宗務第120号  
令和2年2月17日

各文部科学大臣所轄  
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長

南 新 平

(印影印刷)

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴法人におかれては、平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、骨太方針に基づき、「安心・安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で貴法人に専従する職員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、この協力依頼は、マイナンバーカードの取得を強制するものではなく、マイナ

ンバーカードの取得による個人情報の収集を目的とするものでもございません。

また、この協力依頼による呼びかけは、宗教法人に専従する職員等に対して行っていただければよく、当該職員等以外の信者や教師の方々に呼びかけていただくことまで求められるものではございません。

## 記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、御活用ください（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。  
資料は、そのまま、貴法人のイントラネットへ掲載いただいたり、職員に対しメール添付でお知らせいただいたりできるよう、作成しています。御自由に御活用ください。
- 2) 関連する以下のポスター、リーフレット等を併せてお送りしますので、御自由に御活用ください。
  - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
  - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
  - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
  - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！マイナンバーカード」
- 3) 呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。
- 4) 国では、カードの交付申請について、貴法人等に赴く方式を用意しています。御興味がある法人におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
- 5) 以上のほか、貴法人の実情に応じ、貴法人に専従する職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしく願いいたします。

**【本件に係る問合せ先】**

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111（代表）

（内線）2853

E-mail：shuhoujin@mext.go.jp